平成２２年（フ）第２９８５号
大阪府守口市南寺方南通１丁目８番７号
債務者　西谷　則夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８６号
大阪府守口市南寺方南通１丁目８番７号
債務者　西谷　未子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００７号
大阪市鶴見区浜３丁目11番54号　シェモア鶴見緑地501号
債務者　泉　佳尾理
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１７号
大阪府大東市寺川１丁目４番304号
債務者　福田さおり
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４号
大阪府岸和田市尾生町1091番地の16
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目1031番地の５、前住所大阪府貝塚市地藏堂300番地１サニーハイツ貝塚202号
債務者　土井明日香
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
大阪府岸和田市八幡町18番20号、前住所大阪府岸和田市松風町７番１―309号
債務者　北庄司眞由美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
大阪府和泉市伯太町２丁目９番３―903号
債務者　鳥飼たかこ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
大阪府岸和田市下池田町２丁目11番18号
債務者　根来　　満
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
大阪府岸和田市下池田町２丁目11番18号
債務者　根来　則子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
大阪府和泉市光明台２丁目47番９号
債務者　保村　文枝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
大阪府和泉市小田町３丁目８番５―101号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―２―1204
債務者　坂地　勝幸
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番２―102号
債務者　春成　　充
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
大阪府岸和田市港緑町５番１―501号、住民票上の住所大阪府高石市高師浜２丁目８番20号
債務者　藤光　　香
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
大阪府泉大津市助松団地１番５―406号
債務者　堀野　廣信
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
大阪府泉南市樽井２丁目21番25―206号
債務者　近藤　惠美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番36号メゾンドリチェール101号
債務者　植田　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係